

豊田市農業委員会議事録

令和6年10月28日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和6年10月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第68号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第71号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第72号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第73号 農用地利用集積計画の決定について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (17名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	中川 豊
4番	中根 敏明	5番	深津 峰男	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	石川 文志	9番	梅村 逸次
10番	水嶋 広	11番	水野 省治	13番	梅村 貢司
14番	中島 匡代	15番	加知 満	16番	伊藤 政和
17番	倉地 雅博	18番	林 如実		

<欠席委員> (2名)

12番	伊藤喜代司	19番	杉田 雅子
-----	-------	-----	-------

<事務局説明員>

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	主査	神谷 一平
主査	井上 貴道	主査	大河原美世	主査	田淵 友規

(開会 午後2時00分)

議長：ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。出席状況について事務局より説明を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、12番 伊藤喜代司委員、19番 杉田雅子委員、以上2名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

13番 梅村貢司委員、15番 加知 満委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第68号から第73号までの審議案件6件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和6年議案第68号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第68号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

ここでは、75番扶桑町の件を除く70番前田町の件から77番大洞町の件までを説明します。75番扶桑町の件は後ほど説明させていただきます。

70番、前田町の件。

担当推進委員の日高委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

71番、下市場町の件。

担当推進委員の日高委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

72番、下市場町の件。

担当推進委員の日高委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

73番、市木町の件。

担当推進委員の神谷委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

74番、矢並町の件。

担当推進委員の木村委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

76番、亀首町の件。

担当推進委員の林委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

77番、大洞町の件。

担当推進委員の池野委員からは、問題ない旨、ご意見いただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：申請番号75番を除く、申請番号70番から申請番号77番までの案件について、事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第68号で上程されました申請番号75番を除く7件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第68号のうち、申請番号75番を除く7件について、承認決定されました。

申請番号75番について、事務局の説明を求めます。

事務局：申請番号75番、扶桑町の件について、概要を説明いたします。

令和6年10月1日、農地法第3条の許可申請を受け付けました。3条許可申請があった場合、審査対象農地は権利移転する農地のみでなく、譲受人が耕作に供すべき農地についても、効率的に耕作されているかを審査する必要があります。

事務局において事前審査を行ったところ、譲受人が所有する農地に耕作放棄されている農地があることを確認しました。

本日タブレットにメールで送付した追加資料をご確認ください。追加資料3条というものになります。こちらは、対象の農地2筆を現地確認した際の写真です。御覧のような状況になっています。

事務局による現地確認のほか、担当区域の田中新二推進委員にも現地確認をいただき、草刈り・管理されていない旨のご意見をいただいております。

耕作に供すべき農地が耕作放棄されている場合、農地法第3条第2項第1号の規定により、農地等の所有権移転が許可されないこととされています。

10月8日、譲受人へ聞き取り調査を行い、事実確認及び耕作放棄された農地における耕作、もしくは耕作が困難な農地については草刈り等の保全管理を行うよう指導し、是正をすれば許可の見込みがあることを伝えましたが、是正される意思はなく、「不許可となるのであればそれで構わないので、総会に諮った上で結論を出してほしい」とのことでした。

通常、許可の見込みがない場合、申請を取り下げただけの一般的なですが、本申請については取り下げる意思のないことを確認しております。行政手続法上、申請を拒否したり取り下げを強く求めたりすることは申請権の侵害として違法であるため、やむを得ず本案件を議案として提出していますが、農地法第3条第2項第1号の不許可の条文の「取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」に該当することから、不許可相当と考えます。

なお、申請地については、担当推進委員の木村委員に申請者立会いの上、現地確認と聞き取りを行っていただき、申請地の状況及びほかの審査項目については問題ない旨のご意見をいただいております。

以上です。

議 長：申請番号 75 番について、事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

築山委員：申請者が草刈りを拒否した理由を教えてください。

事務局：申請者が草刈りを拒否した理由についてですけれども、該当の農地 2 筆のうち、1 筆は耕作に適さない農地として長年耕作しておらず、今後も耕作するつもりはなく、周辺農地も荒れており誰にも迷惑がかからないことから、草刈りする必要がないとおっしゃっています。もう 1 筆については、耕作はしていないが、冬に草刈りをする予定のため、今は草を刈る必要はないとおっしゃっています。

全ての農地を効率的に耕作できるかどうかの判断は申請時点で行うこととなりますので、遅くとも総会までの期間で適正管理の状態にさせていただくことを求めています。

また、取得後において農地の全てを効率的に耕作できなければ取得を認めないという全部効率利用要件についても、理屈としては分かるとおっしゃっていますが、そもそも農地の定義について、農地法第 2 条で「耕作の目的に供される土地をいい」とされており、荒れている状態では耕作することができないため、当該農地は耕作の目的に供される土地に当たらないということを主張されています。

これについては、非農地と判断できる場合を除き、遊休農地であっても農地として取り扱っており、念のため愛知県や他自治体にも確認を取ったところ同様の見解を得ております。

議 長：ご理解いただけただけでしょうか。

築山委員：はい。

議 長：ほかに質問、ご意見等があれば。

中川委員：今は耕作していない、管理をしていないのですが、以前は耕作していたのでしょうか。いつ頃から耕作しなくなったのか分かりますか。適さないと言うけど、前はやっていたなら本人が悪いのではないかという話になるのかと思っただけです。

事務局：問題の農地が 2 筆ありまして、一つは、20 年ほど前に父親から相続で譲り受けてから耕作はしていないということでした。現状を見ると、草が結構伸びたような状態なので、最近は草刈りもされていないのではないかと思います。もう一つの農地については、今年の 3 月に草刈りをしたということをおっしゃっていました。

議 長：中川委員、よろしいですか。

中川委員：はい。

議 長：ほかにありませんか。

水野委員：こういう問題は、これからも出る可能性があると思うのですが、受付の段階で仮受付ということはできないでしょうか。仮に受付をしておいて、その申請が妥当かどうか事務局のほうで現場を見に行きますよね。その時点で判断をするということはできませんか。

事務局：事前相談で問題点や見込みがないことなどを伝えるということはあるのですが、それで申請を出す、出さないというのは本人の自由であり、出された申請については受け付けて審査をしなければなりません。

水野委員：今回の申請なのですが、行政書士とか司法書士は利用されているのですか。本人が作った書類なんですか、これは。

事務局：仲介されているのは不動産業者の方でして、最初に申請を出されたのは仲介の不動産業者の方になります。最初は農地の是正等の話は、その方にしていたのですが、途中から申請者本人から、この耕作放棄地について話がしたいということで、途中からは本人と直接やり取りをしていました。

水野委員：不動産業者の方は、こういうことを知ってみえるから、多分申請は取り下げると思うのですが、そういうことですか。分かりました。

議 長：よろしいですか。ほかにありませんか。

石川委員：買う予定の農地というのは、耕作するつもりで買うのですか。自分の持っているのは耕作放棄地になっていますけれども、買った農地は耕作するということですか。

事務局：申請地には、今も梅が植わってまして、これからも梅を取るということを事務局では伺っております。

議 長：よろしいですか。ほかには大丈夫そうですか。

(会場声なし)

議 長：それでは、申請番号75番について、採決をいたします。

事務局から申請番号75番について、不許可相当であるとの説明がございました。

不許可相当に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第68号のうち、申請番号75番については、不許可決定がされました。

令和6年議案第69号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第69号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

19番、御幸町の件、自己用住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、新上拳母駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、20番、御幸町の件、農地の嵩上げ(一時転用)です。

第2種農地です。

判断基準は、新上拳母駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございます。なお一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第69号で上程されました2件について賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第69号は適当である旨、承認されました。

令和6年議案70号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

236番、天王町の件、自己用住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、237番、本新町の件、診療所(眼科クリニック)です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地

です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、238番、本新町の件、資材置場です。

第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共用施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員：3件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、239番、市木町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、240番、市木町の件、営農型太陽光発電施設です。

農用地農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、241番、平井町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、242番、扶桑町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員：4件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、243番、配津町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、244番、配津町の件、住宅敷地（進入路・駐車場）です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成26年頃からに駐車場スペースの一部として許可申請をせずに使用していたものを、今回の申請で是正するものです。

お願いします。

中川委員：2件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、245番、竜神町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、土橋駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、246番、若林東町の件、分家住宅です。

第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

近藤委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、247番、西岡町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、248番、加納町の件、自己用住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、249番、御船町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員：2件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、250番、勘八町の件、自己用住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、251番、大平町の件、キャンプ場です。

第2種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、昭和30年頃に農業用倉庫として許可申請をせずに使用してきたものを、今回キャンプ場として転用申請することで是正するものです。

お願いします。

加知委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第70号で上程されました16件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第70号は適当である旨、承認されました。

令和6年議案第71号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第71号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

12番、加納町の件、変更内容は事業者及び事業目的変更です。

本件は、令和6年6月19日付で第5条の転用許可を分譲住宅で得ました。許可後、同じ場所で住宅の建築を希望する継承者が現れたため、今回事業者変更及び事業目的変更を内容とした事業計画変更承認願いが提出されたものになります。

なお、事業者及び事業目的が変更となるため、同時に農地転用許可申請がされております。

お願いします。

梅村（逸）委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第71号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第71号は適当である旨、承認されました。

令和6年議案第72号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第72号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

12番、横山町の件。

担当推進委員の末継委員から、証明について問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第72号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第72号は承認決定されました。

令和6年議案第73号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第73号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回審議をしていただくのは、利用権設定のうち、令和6年11月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。10のAのページ、別紙議案第73号資料①は利用権の総括表になります。次のページの10のBのページ、議案第73号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。ここでは、10のAのページ、別紙議案第73号資料①の総括表でご説明させていただきます。

3総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和6年11月1日ですが、貸借の終わりはそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、13筆、1万4,685平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第73号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第73号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案11ページ及び別紙11のA、別紙11のBを御覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。

こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、

事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案12ページを御覧ください。

報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」。

101番、竜神町の案件から14ページを御覧ください。

109番、大林町の案件までの9件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案15ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について」。

6番の小原大倉町の案件について、2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案16ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」。

78番、小坂本町の共同住宅の案件から80番、花園町の駐車場までの3件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案17ページを御覧ください。

報告、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」。

142番、朝日町の自己用住宅の案件から、21ページを御覧ください。

160番、西中山町の庭の案件までの19件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時32分)

議事録署名者
